

別添

貸付料年額の算定方法

1 貸付料年額の算定は次により行う。

- (1) 貸付面積 (0.01 m²未満は切り捨て) × 1,030円 = A (小数点以下切捨て)
- (2) A × 12ヶ月 = B
- (3) B × 1.15 = C (小数点以下切捨て)
- (4) C × 100分の110 = 貸付料年額 (小数点以下切捨て)

参考

1 m²当たりの貸付料年額 金15,635円 (1,030円 × 12ヶ月 × 1.15 × 1.10)

※計算途中の端数処理により、貸付面積に15,635円を乗じても、実際の貸付料年額とは若干異なる場合がある。

鳥取県行政財産使用料条例第2条 (昭和39年3月30日鳥取県条例第7号)

(使用料の徴収)

第2条 行政財産の使用については、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

別表 (第2条関係)

7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。

- (1) 県庁舎等 1月につき1,030円

公有財産事務取扱要領 (平成21年7月24日第200900062482号総務部長通知)

第4章 公有財産の貸付け等

第2節 貸付け 第3款 貸付けに係る諸事項

2 貸付料の算定方法

(2) 建物の一部を貸し付ける場合

次の算式により算定した額をもって貸付料年額とする。

イ 行政財産の建物を貸し付ける場合

行政財産使用料相当額 × 1.15

2 算定例 (使用面積を120.66 m²として算定)

(1) 1月当たりの使用料月額

$$120.66 \text{ m}^2 \times 1,030 \text{ 円} = 124,279.8 \text{ 円}$$

$$\approx 124,279 \text{ 円 (小数点以下切捨て)}$$

(2) 使用料年額

$$124,279 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = 1,491,348 \text{ 円}$$

(3) 貸付料年額

$$1,491,348 \text{ 円} \times 1.15 = 1,715,050.2 \text{ 円}$$

$$\approx 1,715,050 \text{ 円 (小数点以下切捨て)}$$

(4) 貸付料年額 (消費税及び地方消費税加算)

$$1,715,050 \text{ 円} \times 1.1 = \underline{\underline{1,886,555 \text{ 円}}}$$